

河内長野市 子ども読書活動推進計画

平成 18 年 3 月

河 内 長 野 市

みなさんは、これからの社会をになう子どもたちに、
どんな人に育てて欲しいと思いますか。

思いやりのある人
命を大切にする人
感性の豊かな人
正義感のある人
生き抜く力のある人

そんな人に育てるためには、
まず子どもたちの心を育てなければなりません。

それが、子ども読書活動推進の理由です。

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	2
1. 現代社会の子どもたち	2
2. 子どもの読書活動の意味	2
3. 国などの動き	3
4. 本市での子ども読書活動の現状と課題	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画策定の基本理念と目的	6
2. 基本目標	6
3. 計画の期間	6
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	7
1. 本のある環境づくり	8
(1) 多様で豊富な図書がある環境づくり	8
(2) いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり	9
2. 本に親しむ出会いづくり	11
(1) 日常での出会いづくり	11
(2) イベントでの出会いづくり	12
3. 子どもと本をつなぐ人づくり	13
(1) 家庭での人づくり	13
(2) 地域での人づくり	14
(3) 図書館と学校での人づくり	14
4. 連携の輪づくり	15
(1) 図書館と地域の連携	15
(2) 図書館と学校との連携	16
(3) 学校と地域の連携	16
第4章 子ども読書活動推進計画の実現のために	17
1. 推進体制の整備	17
2. 財政上の措置など	17
用語説明	18

はじめに

近年、情報化が進み、テレビやインターネットなどからすばやく知識や情報が入手できるようになるにつれ、読書はあまり重要視されなくなってきました。情報化社会にあっては、読書などそれほど必要でない、と考える人もいます。

しかし、読書活動は、成長する子どもの心にとって大きな糧となるものです。読書活動が子どもの心にもたらすのは、単なる知識や情報だけではありません。それは、言葉や感情や考える力であり、他者を理解し思いやる心であり、豊かな人間性なのです。読書によって養われるこのような精神の力は、社会の中で人として生きていくために不変に必要なものです。

河内長野市では、このような読書の価値を認識し、これまでも学校や図書館、地域の文庫など市内の各所で、それぞれの読書推進活動を行ってきました。

しかしながら、現実には、すべての子どもたちが十分読書に親しめる環境が整っているわけではありません。また、個々の活動だけでは十分な効果を得ることができないところもあります。

このような現実を踏まえ、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことをめざし、そのための施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに「河内長野市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

第1章 計画策定の背景

1. 現代社会の子どもたち

近年、子どもたちの生活環境は、テレビやテレビゲーム、インターネット、携帯電話といった情報機器などの著しい発達と普及によって大きく変わってきています。ネット上では膨大な量の情報が昼夜を問わず飛び交い、遠く離れた名前も顔も知らない相手と気軽にメールを交換することもできるようになりました。このような生活の中で子どもたちは、一目で理解できるもの、すぐに答えのであるもの、視覚的な情報などを好むようになり、時間のかかる読書を避けるようになってきました。1990年代には受験競争による子どもの活字離れ、読書離れが指摘されましたが、現代においては生活環境そのものが子どもの興味を読書から遠ざける要素を含んでいるといえます。

一方、子どもがおかれている社会環境は、児童虐待やいじめ、非行、ひきこもり、あるいは短絡的、衝動的な犯罪の多発など非常に悪化しています。社会環境の悪化の原因を単純に特定することはできませんが、青少年の自己意識が未発達であることやコミュニケーション能力が低下していることを危惧する報告もあります。一時期「キレル」という言葉がはやりましたが、そういう「キレル」若者の中では、相手の考えを言葉で聞き、理解し、そして次に自分の考えや意思を言葉で表現し、相手に伝えるという、人とのコミュニケーションを図ることができなくなっているように見受けられます。

子どもはこれからの社会を担う未来の大人です。今、このような状況を一日も早く改善し、子どもたちの心に潤いをもたらすこと、そして一人の自立した大人へと成長するための、心の成長を支援することが社会に求められています。

2. 子どもの読書活動の意味

子どもにとって読書とは、まずなによりも喜びを与えてくれるものです。大好きな人の膝の上で読み聞かせを聞くととき、子どもは、優しい声や身体の温もりとともに自分に向けられた愛情と安らぎの気持ちを感じるものです。

子どもが本を読むとき、ある時には、主人公と一体となって苦労をともにし、その冒険を楽しみます。そして、そのことによって子どもはさまざまな人生や生き方を知り、他者への理解や細やかな情感、思いやりの心を育てていきます。

また、ある時には、新しい知識を得ること、実際には体験し得ないことも知ることができるという喜びを感じます。この喜びが未知のことに対する興味をかきたて、知的好奇心や問題解決への意欲を育てることにつながるのです。つまり子どもにとって読書とは、まず心に喜びを与えてくれるものであり、その喜びが子どもの心の成長にとって大きな糧となるのです。

また、読書という行為は、自分で文字を読み取り、その言葉を理解し、自分の中で再び組み立てるといった能動的な活動です。子どもは読書活動を通じて無意識のうちに学習を積み重ね、言葉を理解し、語彙を増やし、表現力を豊かなものにし、思考力や想像力、創造力を育てていくのです。そして、物事を調べ、必要な情報を的確につかみ取り、自分の考えをまとめて自らの情報を発信するという、これからの情報化社会を生き抜くために真に必要な能力を磨き、人とのコミュニケーションを図るための力を磨いていくのです。

私たちは、こういった読書の持つ力を認識し、子どもの心の成長を助けるため、子どもの自主的な読書活動を支援するための環境の整備に努める必要があります。

3. 国などの動き

平成 11(1999)年 8 月、読書の持つ計り知れない価値を認識し、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、平成 12(2000)年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。そのシンボル事業として、平成 12(2000)年 1 月には国立国会図書館の支部図書館である「国際子ども図書館」が設立され、同年 5 月に開館しました。

さらに、子どもの読書活動推進のための取組を進めていくため平成 13(2001)年 11 月、議員立法により法案が国会に提出され、同年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行されました。

国は、この法律の中で、「基本理念」として「すべての子どもがあらゆる

機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。」と述べています。そして、国や地方公共団体はこの理念にのっとり「子ども読書活動推進(基本)計画」を策定し実施する責務があること、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化に努めること、4月23日を「子ども読書の日」とし、趣旨にふさわしい事業をすること、保護者は子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすこと、などを定めることにより、国と社会が一体となった読書環境づくりを進めようとしています。この法律に基づき、平成14(2003)年8月には国が、平成15(2003)年1月には大阪府が、それぞれの計画を策定・公表しました。

また、平成17(2005)年7月には、すべての国民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化を享受できる環境を整備するための法律として、「文字・活字文化振興法」が成立したところです。

4. 本市での子ども読書活動の現状と課題

本市では、平成14(2002)年7月に、本市における読書活動の拠点施設として現在の市立図書館を開館しました。児童書コーナー^{*1}に専用のカウンターを設け、担当の司書を配置して子どもや保護者の読書相談にんでいます。また、定期的なおはなし会の実施や学校支援用図書^{*2}の設置など、さまざまな取組を行っています。平成17(2005)年3月末現在で、18歳以下の人口のうち、市立図書館の利用者登録をしている子どもの割合は、旧図書館での44%(平成12年度末実績)から60%まで上昇しています。今後も、市内すべての子どもが図書館を利用できるような条件整備を進めるとともに、子どもの読書が生涯に渡る読書習慣の形成につながるよう、継続した取組を展開していくことが必要です。

学校においては、平成15(2003)年4月に本市の小中学校学校図書館教育の指針となる「学校図書館 読書活動推進プラン」を策定し、授業での学校図書館の活用を進めています。各学校では、朝の読書^{*3}や図書の時間の設定、学級文庫の設置など、さまざまなかたちで読書時間の確保にも取り組んでいます。しかし、学校図書館貸出冊数調べ(表1)を見ると、小学

校の低学年で伸びた貸出冊数が、学年が上がるとともに減っていく傾向が現れています。

(表1) 平成16年度学校図書館貸出冊数調べ

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
年間貸出冊数	34,863	36,217	29,154	28,775	20,524	14,681
1人当り貸出冊数	29.2	31.4	26.0	23.4	18.3	12.0

次に、図書館年齢別利用統計(表2)を見ると、小学生から中学生、高校生と年代があがるにつれて貸出冊数が減少していることがわかります。このような傾向を踏まえ、学校では、教師や司書教諭^{*4}、学校司書^{*5}などが協力して学年に応じた働きかけを工夫し、実施していく必要があります。

(表2) 平成16年度図書館年齢別利用統計

年齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
年間貸出冊数	54,525	126,870	35,959	23,467
1人当り貸出冊数	7.7	17.9	9.5	5.5

また、市民による活動も、地域文庫^{*6}やおはなし会、子どもの読書活動推進にむけた講座の開催など活発に行われています。こういった活動を行っている団体や個人が情報交換などの場を持ち、お互いの交流を深めるとともに、その活動を広げていけるような体制をつくる必要があります。

このような、本市におけるさまざまな活動を結びつけ、子どもが豊かな心を持つ人に育つよう、行政と市民、そして図書館、地域、学校の連携・協力を進めて、より一層子どもが読書に親しむことができる環境の整備を図らなければなりません。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子ども（おおむね18歳以下を対象）があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、国及び大阪府の計画も踏まえながら策定します。

また、本市における子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めることを目的として策定するものです。

2. 基本目標

この目的を実現するために、施策の柱となる基本目標を以下のとおりに定めます。

本のある環境づくり

すべての子どもの身近に手に取って読める本があり、気軽に読書を楽しむことができるよう、図書館や学校図書館を中心に本のある環境づくりを進めます。

本に親しむ出会いづくり

家庭、地域、学校において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、読書の楽しさを伝えていきます。

子どもと本をつなぐ人づくり

保護者など、子どもの周りにいる大人の理解と関心を深め、大人が子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすよう働きかけます。

連携の輪づくり

図書館、地域、学校などがお互いに協力し、より大きな力が発揮できるような連携の輪をつくりまします。

3. 計画の期間

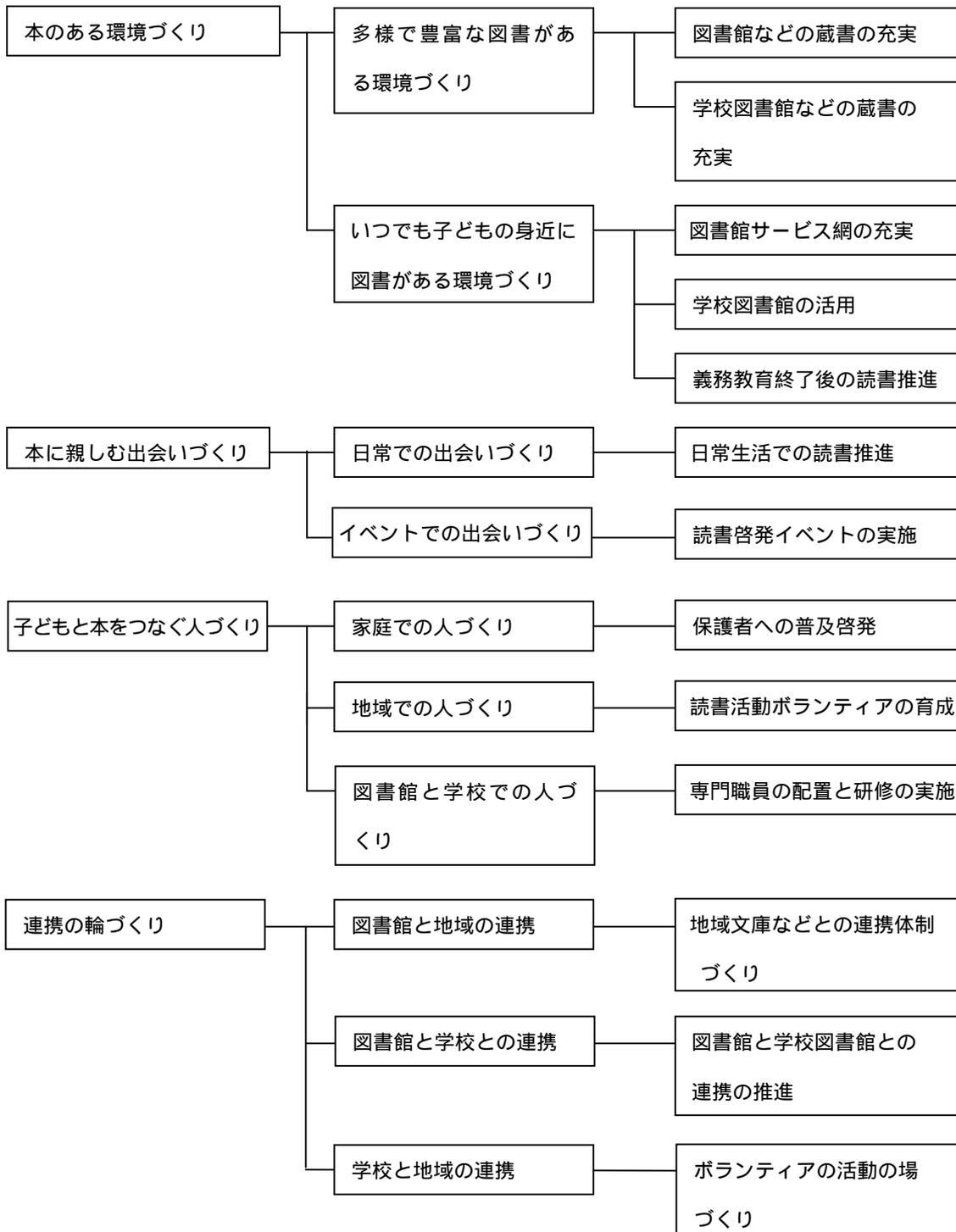
平成18(2006)年度を初年度に平成22(2010)年度までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

【基本理念】すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において
自主的に読書活動を行うことができる環境の整備の推進

基本目標

施策の方向



1. 本のある環境づくり

(1) 多様で豊富な図書がある環境づくり

図書館などの蔵書の充実

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。

図書館・公民館図書室は、子どもを含めたすべての市民の読書活動を支援する施設です。子どもの読書活動を支援するためには、なによりもまず、子どもが手に取って読みたくなるような、魅力ある豊かな蔵書が必要です。すべての子どもがそれぞれの年齢や読書力に応じた本を読めるように、そして、障害のある子どもや外国の子どもも読書を楽しめるように、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。

主な取組

- ・児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実
- ・さわる絵本^{*7}の制作の充実と利用の促進
- ・外国語図書の計画的な収集

学校図書館などの蔵書の充実

子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館などの蔵書の充実を図ります。

子どもが毎日通う学校には学校図書館があります。学校図書館は最も子どもの身近にある図書館であり、その蔵書を充実させることは、子どもの身近に本のある環境をつくるために不可欠です。各教科に必要な図書を計画的に収集するとともに、「学校図書館図書標準」^{*8}の達成をめざし蔵書の充実を図ります。また、就学前の子どもが通う幼稚園や保育所においても、絵本などの充実が図られるよう働きかけます。

主な取組

- ・ 図書収集・廃棄方針の策定
- ・ 学校図書館での豊富で新鮮な図書の計画的な収集
- ・ 地域・家庭への寄贈図書の働きかけ
- ・ 幼稚園や保育所での絵本などの充実

(2) いつでも子どもの身近に図書がある環境づくり

図書館サービス網の充実

すべての子どもが図書館サービスを利用できる環境整備をめざし、図書館サービス網の充実を図ります。

図書館が徒歩圏にない子どもも図書館サービスを利用できるよう、公民館図書室と自動車文庫を活用しています。公民館図書室と自動車文庫のステーションを市内のサービスポイントとして、子どもの身近なところまで図書館サービスを届けています。この図書館サービス網のほかに地域の文庫への団体貸出^{*9}を行い、図書が文庫利用者に届くことによって、市民の力も借りた市内全域への図書提供を図っています。また、障害などで図書館に来ることが困難な子どもには、盲人用郵便物の無料制度^{*10}や障害者用冊子小包の割引制度^{*11}なども利用し図書を提供します。今後も、すべての子どもが図書館サービスを受けられるよう、インターネット予約などのシステム整備を進めるなど、図書館サービス網の充実をめざします。

主な取組

- ・ 公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進
- ・ 自動車文庫の活性化
- ・ インターネット予約システムなどの導入

学校図書館の活用

学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的・意欲的な学習活動や

読書活動の充実を図ります。

司書教諭や学校司書の配置が始まってから、授業時間以外にも子どもが学校図書館を利用できる時間が増えてきました。今後も、各学校の司書教諭とそれを補佐する学校司書が、図書の分類や整理、テーマ展示^{*12}や学校図書館だよりの発行など、使いやすい学校図書館づくりを進めるとともに、「学校図書館 読書活動推進プラン」に基づいた計画的な利用を進め、国語力向上事業^{*13}とも関連付けながら、その活用を図ります。また、校内LANなどの電算システムの導入にあわせて、学校図書館の蔵書管理や市立図書館との相互検索ができるような学校図書館の電算システムの導入も検討します。

主な取組

- ・ 図書や目録の整理
- ・ 配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進
- ・ 図書データのデジタル化と学校図書館への電算システムの導入の検討

義務教育終了後の読書推進

中学校を卒業した子どもに読書を楽しむ機会を提供します。

毎年、「5月1か月の間に、本を何冊ぐらい読みましたか。」という学校読書調査^{*14}が行われています。読書離れといわれる中高生ですが、平成17(2005)年の読書調査では、中学生が1か月中2.9冊、高校生が1か月中1.6冊で、いずれもここ10年間で最高であった昨年の結果に続く高いレベルの数字となっており、中高生のあいだに読書が少しずつ浸透してきたことがうかがえます。この数字は、話題性の高い本の出版があったことのほか、「朝の読書」の広がりなど学校において本を読む時間の確保が浸透してきたことなどが、結果として現れてきたものだといわれています。

しかし、中学校を卒業した子どもが全員高等学校に通っているわけではありません。専門学校に通う子どもや、働いている子どももいます。すべての子どもたちが読書から離れてしまうことを防ぎ、生涯にわたって読書を楽しめるような橋渡しの役目を果たすため、図書館のヤングコーナーなどでこの年代の子どもをひきつける図書をそろえていきます。また、図書館ツアー¹⁵やボランティア活動を通して、読書を楽しむ仲間づくりにも取り組みます。

主な取組

- ・ヤング向け図書館だよりなどでの図書情報提供
- ・10代後半の世代を幅広くとらえたヤング向け図書の充実
- ・高校生ボランティアの促進
- ・図書館ツアーなどの実施の促進

2. 本に親しむ出会いづくり

(1) 日常での出会いづくり

日常生活での読書推進

日常生活の中で子どもが読書に親しむ機会を作り、読書の楽しさや有用性を伝えます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、日常生活の中で幅広い働きかけを継続して行っていく必要があります。子どもが毎日通う幼稚園や保育所では、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に基づき、日々のカリキュラムの中に絵本と親しむ時間を組み入れています。また、学校では、「学習指導要領」に述べられた、国語科での学年に応じた読む力の育成や、総合的な学習の時間などでの学校図書館の活用を進めるとともに、「朝の読書」など、授業以外での読書に親しむ機会も増やしていきます。

主な取組

- ・ 幼稚園や保育所での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）
- ・ 学校での学校図書館の授業への活用の推進
- ・ 学校での「朝の読書」など読書時間の確保
- ・ 放課後児童会^{*16}での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）

<家庭の役割>

日常生活の基本は、まず家庭にあります。特に、乳幼児期から小学校低学年にかけては、家庭が子どもの生活の基本であり、この時期に親子で読書を楽しんだり、読書を大切にしたりする家庭の雰囲気をつくることは、子どもの読書を進める上で非常に大きな力となります。もし家庭に本があれば、子どもはいつでも好きなときに読書を楽しむことができます。すぐに大きくなる子どもの成長に合わせて、各家庭でたくさんの本をそろえることは難しいものですが、本の購入以外にも図書館などの貸出や図書のリサイクルフェア^{*17}などを利用することで、本のある家庭環境をつくることができます。各家庭では、できるだけ図書館や地域文庫などを定期的に利用することを心がけることが大切です。

<家庭での主な取組>

- ・ 図書館や地域文庫などの定期的利用
- ・ 読み聞かせや寝る前の読書など、親子のふれあいとなる読書の励行
- ・ 大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしてしたりするような読書への誘いかけ
- ・ 図書のリサイクルフェアの活用

(2) イベントでの出会いづくり

読書啓発イベントの実施

楽しいイベントを実施して、子どもの気持ちを読書にひきつけていきます。

普段あまり本を読まない子どもにも読書の楽しさを知ってもらうためには、イベントなどで子どもをひきつけることも有効です。図書館や公民館では、毎月のおはなし会のほか、人形劇の公演や科学実験などさまざまなプログラムを用意して、子どもと本の出会いをつくっています。また、学校では、ビデオの上映や読書週間にちなんだイベントなど、子どもを学校図書館に誘い込む行事を行っています。ひとりでも多くの子どもが読書に興味を持ち、その楽しさを知ることができるよう工夫します。

主な取組

- ・図書館や公民館での多様な読書啓発イベントの実施
- ・学校での読書啓発イベントの実施
- ・幼稚園や保育所での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進
- ・地域での読書啓発イベントの促進

3. 子どもと本をつなぐ人づくり

(1) 家庭での人づくり

保護者への普及啓発

保護者と接する機会を積極的に利用し、家庭で読書に親しむ環境を整えるよう啓発に努めます。

今日の家庭では、不規則な就労時間、高度情報化社会への対応などといった社会状況の中で、子どもも大人も読書をする時間が減少してきています。その中でも子どもの読書の大切さについて理解してもらえるよう、保護者に対しては、幼稚園、保育所や学校を通じて、また、乳幼児健診や子育て支援センター事業^{*18}、家庭教育支援事業^{*19}などの場を通じて、啓発活動を行っていきます。

主な取組

- ・ブックスタート事業^{*20}など乳幼児健診での情報提供と啓発
- ・子育て支援センター事業などでの情報提供と相談・啓発
- ・学校だよりや園だより、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発
- ・図書館での絵本リストの紹介や相談・啓発
- ・図書館利用促進のPR

(2) 地域での人づくり

読書活動ボランティアの育成

地域の文庫やおはなしボランティアグループなどの育成と支援を図ります。

市内では、地域文庫やおはなし会、市民向けの講演会の実施や民話の研究など、読書につながるさまざまな市民活動が行われています。このような地域文庫などへの支援や、新たな読書ボランティアの育成とその活動の場を広め、子どもが読書に親しむための架け橋となる人づくりを進めます。

主な取組

- ・ボランティア養成講座などの実施
- ・おはなし会などボランティアグループへの活動場所の提供
- ・地域文庫やボランティアグループへの資料・情報の提供

(3) 図書館と学校での人づくり

専門職員の配置と研修

専門職員の配置を進めるとともに研修体制を整備し、子どもの読書活動について幅広く施策を進めることができる職員を育成します。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域での人づくりのほ

かに専門職員の存在が必要になります。子どもをとりまく社会の状況や子どもの本についての知識を持ち、子どもに的確に本を手渡すことができ、また子どもから大人まで寄せられるさまざまな読書相談や読書指導について応えられ、さらに家庭や学校・地域での活動を把握して、広くネットワークを駆使して子どもの読書活動を推進できる職員が必要です。

図書館では児童書コーナーに専門職員を配置して、読書活動を推進しています。また、学校では、司書教諭や学校司書が配置され学校内での子どもの読書活動を支援しています。今後も専門職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上をめざします。

主な取組

- ・図書館での専門職員の配置と研修の充実
- ・司書教諭の配置の促進と研修体制の整備
- ・学校司書の配置の推進と研修の充実

4. 連携の輪づくり

(1) 図書館と地域の連携

地域文庫などとの連携体制づくり

図書館と地域で活動するグループとの連携体制をつくります。

図書館では、おはなし会やさわる絵本制作などのボランティアを養成し、連携による事業活動を進めています。しかし、地域の文庫やボランティアグループとの連携はまだ実績が少なく、また、文庫やボランティアグループ同士の連携も、今後の課題となっています。今後は、図書館を中心に、このような子ども読書活動に関わるすべての団体やグループ、個人の連携の輪をつくり、情報交換やより多くの読書の機会が提供できるような協力体制の整備を進めます。

主な取組

- ・地域文庫連絡会の設置及び支援
- ・ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施
- ・市のホームページや生涯学習情報提供システム(学びやんネット)^{*21}の活用

(2) 図書館と学校との連携

図書館と学校図書館との連携の推進

資料提供や情報交換などさまざまな面から図書館と学校図書館との連携を進めます。

学校での読書活動の中心に、学校図書館があります。市内の各小学校では、学校図書館の図書のほか図書館の団体貸出や学校支援貸出^{*22}も利用して、学校での読書活動を進めています。今後は、中学校での利用も視野に入れながら、司書と司書教諭や学校司書との連絡を密にし、効果的な図書の選定や活用ができるよう、図書館と学校図書館との連携を進めます。また人的交流だけでなく、図書館と学校間の配本システムなど、ネットワーク環境の整備も進めます。

主な取組

- ・学校図書館担当者と図書館との連携体制の整備
- ・児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス^{*23}
- ・学校支援用貸出などでの配本システムの整備
- ・司書によるブックトーク^{*24}などの学校訪問
- ・推薦図書リストなどの情報交換や共同制作
- ・学校図書館と図書館とのネットワーク環境づくり

(3) 学校と地域の連携

ボランティアの活動の場づくり

地域の人材が学校で活動する場を広げます。

本市の小学校では、地域文庫やおはなしのボランティアグループが、おはなしや読み聞かせなどの活動を行っているところがあります。今後は、まだそのような活動が行われていない学校でも、おはなしボランティアが活動できるよう、カリキュラムとの調整を図ります。また、ボランティアの活動をおはなしだけに限らず、リサイクル図書の入受や蔵書の整理など、多様な側面で検討し、その活動の場を広げます。

主な取組

- ・ボランティアによる読み聞かせなどの促進
- ・蔵書の整理などボランティア活動の拡大

第4章 子ども読書活動推進計画の実現のために

1. 推進体制の整備

庁内組織である「河内長野市子ども読書活動推進会議(仮称)」を設置し、関係各課の情報交換や事業調整、進行管理を行い「河内長野市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

2. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取組を実施するため、市は必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

大阪府に対しては、市立図書館を支援する立場の府立中央図書館の整備と、学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

<用語説明>

*1 児童書コーナー / ヤングコーナー

市立図書館では、中学生までの子どもを対象とした児童書コーナー及び中学生から10代後半の青少年を対象としたヤングコーナーを設け、それぞれの世代の子ども達へのサービスを展開している。

*2 学校支援用図書

市民など一般利用者向けの図書とは別に、調べ学習や学級文庫など、学校での利用のために設けられた図書。市立図書館では現在小学校を対象にして貸出を行っている。

*3 朝の読書

始業前10分間、児童・生徒・教職員全員が本を読む活動。平成10(1998)年千葉県の高教諭が提唱し実践したのが始まりで、現在では全国各地でさまざまな方法で実施されており、実施校は1万校を超える。

*4 司書教諭

昭和28(1953)年に制定された学校図書館法第5条第1項に基づき設けられた職。学校図書館の専門的職務をつかさどるため、司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。実際の配置はなかなか進まなかったが、平成9(1997)年の学校図書館法改正により、平成15(2003)年4月以降12学級以上の学校に配置されることになった。しかし専任ではなく兼務であるところなどが問題となっている。

*5 学校司書

学校図書館の仕事に主として従事している職員の総称。学校図書館法に規定する司書教諭とは異なる。学校図書館法では法制定時につけられた「当分の間...司書教諭を置かないことができる」という附則により、学校図書館に専任する職員が長い間配置されていなかった。それを補うため、全国各地で学校図書館の仕事をする職員がさまざまな雇用形態で配置されてきた。本市では平成14(2002)年4月より徐々に配置が進み、平成17(2005)年4月現在10名が市内小・中学校に配置され、学校図書館の運営の一端を担っている。

*6 地域文庫

地域の施設などに図書をそろえ、子どもを中心とした近隣の住民に貸出す活動及びその組織をいう。購入した図書のほか寄贈書や図書館からの団体貸出による図書を所蔵し、ボランティアにより運営されている。本計画では、いわゆる「家庭文庫(個人が家庭の一部を開放して行う文庫活動)」もこの中に含まれている。

*7 さわる絵本

視覚障害児のために、布などを使って絵の部分を立体化し、文字を点字で表すことによってさわって楽しむことができるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティアグループ「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作している。

*8 学校図書館図書標準

平成5(1993)年に当時の文部省が発表した、小・中学校及び盲・聾・養護学校の小・中学部における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。

*9 団体貸出

図書館が地域のグループ、学校、職場の団体などに図書館資料を貸出すること。また、その方法をいう。

*10 盲人用郵便物の無料制度

郵便法第26条第1項第3項及び内国郵便約款第34条に規定された制度。点字図書、録音図書（出版されている書籍や文字資料をテープなどに録音したもの）の郵送に関しては、一定の条件の下で無料となる。

*11 障害者用冊子小包の割引制度

内国郵便約款料金表第6の6、同第6の9に規定された制度。心身障害者用冊子小包、聴覚障害者用小包の料金は一定の条件の下で通常の料金の半額となる。

*12 テーマ展示

季節や行事など、特定のテーマに関連して集めた図書を取りまとめ、一定の場所に展示すること。

*13 国語力向上事業

本市では、「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」の基盤をなすとともに、教育活動全体に大きく波及し、ひいては学校文化の基盤となる「国語力」の育成について、平成15(2003)年度に国語力向上委員会を設置し、平成17(2005)年3月に2年間にわたる審議のまとめを「国語力向上にむけて」と題して提言した。これをもとに平成17(2005)年度から本市各学校・園において国語力向上に向けた本格的な取組が展開され始めている。

*14 学校読書調査

(社)全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で行っている調査のこと。昭和29(1954)年以来、昭和37(1962)年を除き毎年実施されており、わが国での子どもの読書調査では歴史のある調査である。全国の小学生(4年生以上)中・高校生約1万人強を対象に実施される。

*15 図書館ツアー

図書館職員が、利用者に図書館の機能を説明しながら館内を案内する見学会。図書館の利用者教育の一環でもある。

*16 放課後児童会

保護者が労働などにより放課後家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する、児童福祉法に基づく事業。

*17 図書のリサイクルフェア

市立図書館では、市民に家庭の不要本を持ちよってもらい、それを希望とする人（図書館利用者など）に持ち帰ってもらうリサイクルフェアを平成 16(2004)年に行った。1400冊近くの本がリサイクル本として希望者に渡った。

*18 子育て支援センター事業

子育て支援センターが行う、子育て相談や子育てに関する教室、講座など子育て家庭への支援事業。

*19 家庭教育支援事業

子育て家庭の保護者や地域の人たちが、家庭だけでは乗り越えることが難しいさまざまな課題について一緒に考え、家庭と地域や学校などをつなぐ取組を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図る事業。

*20 ブックスタート事業

ブックスタートはイギリスから始まった運動で、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡ししながら、絵本を通じた子育ての楽しさなどを伝える。本市では4ヶ月健診の際に、赤ちゃん向け絵本のプレゼントと図書館職員やおはなしボランティアが絵本の読み聞かせや絵本の案内を行い、絵本を通じた親子のふれあいと、親子での図書館の利用をすすめている。

*21 生涯学習情報提供システム（学びやんネット）

本市では、生涯学習を始めたり深めたりするための手がかりとなる情報を、インターネット及び街頭情報端末（市役所など公共施設に設置したタッチパネル式の機器）において提供する『河内長野市生涯学習情報提供システム』の運用を平成 14(2002)年 7月から開始した。平成 17(2005)年 3月、本市公式サイトに統合され、愛称「学びやんネット」として運用されている。

*22 学校支援貸出

本市の図書館が行う学校支援用図書の貸出で、主に調べ学習用の図書について学校間の調整を行った後、冊数の制限なく学校図書館に貸し出すサービス。

*23 レファレンスサービス

利用者が学習・調査・研究のために必要な資料や情報を求めたとき、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。市立図書館では「調査・相談コーナー」を設けサービスを行っている。

*24 ブックトーク

さまざまなジャンルからあらかじめ本を選び、グループに紹介すること。あるテーマに基づいてそれに沿う本を選んで紹介することが多い。紹介は、本の内容だけでなく、著者の紹介などもあわせて行ったりする。